

- 1 件 名 平成27年度第1回古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
- 2 日 時 平成27年8月11日(火) 14時00分～15時00分
- 3 場 所 市役所 第2庁舎 302会議室
- 4 出席委員 荻委員、小牧委員、田中委員、中村委員、野田委員、
三輪委員、渡邊委員
- 5 事務局 清水課長、政策法務係(澤木、尾島、横山、玖島)
- 6 傍聴者 なし
- 7 内 容

付議事項

- ① あいさつ
- ② 会長の互選及び職務代理者の指名
- ③ 平成26年度古賀市情報公開制度運用状況報告
- ④ 平成26年度古賀市個人情報保護制度運用状況報告
- ⑤ その他

8 会議概要

- 事務局 ただ今から第1回情報公開・個人情報保護運営審議会を開催する。
開会にあたり、総務課長清水がごあいさつ申し上げます。
- 総務課長 (あいさつ)
- 委 員 (委嘱書の交付)
(会長の互選、中村委員を選出)
(職務代理者の指名、荻委員を指名)
- 会 長 平成26年度古賀市情報公開制度運用状況の報告を事務局に願
いする。
- 事務局 (情報公開制度運用状況の報告)
- 会 長 何かご意見、ご質問等ないか。
- 委 員 開示請求処理状況詳細一覧表番号2において、法人名等は開示さ
れているのに、設置年月日のみが不開示情報となっているのはな
ぜか。
- 事務局 設置年月日が届出事項でなかったために当市作成の文書中には情
報が不存在であった。このため、不開示情報の欄に設置年月日が
挙がっている。
- 会 長 開示請求処理状況詳細一覧表番号4で不開示情報に挙がっている
沿革などのわかる資料という項目も、不存在ということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会 長 開示請求処理状況詳細一覧表番号22について、不開示事由とし
て法人に関する情報であることが挙がっているが、具体的な中身
を説明いただきたい。
- 事務局 資材や工事の単価については、市場調査等を行って設定した各種

単価をまとめて書籍として販売している業者があり、当市もその書籍を購入しその掲載単価を設計に使用しているということから、これを開示するとその業者の利益を害することになると判断し、書籍の次号が出る半年程度の期間は掲載単価については不開示とするという基準を設けた。

- 会 長 書籍として刊行されている情報が、古賀市情報公開条例第7条第2号の法人等に関する情報として保護の対象となるか疑問である。本来、購入しなければ入手できない情報を市が公開することが問題と考えているということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 会 長 他の自治体はどうしているのか。
- 事務局 一切公開しないという方針の自治体も存在する。昨年、担当課が調査したところでは、公開しないという方針の自治体も数箇所存在した。一方で、福岡県は公開しているとのことである。
- 会 長 そもそも新聞等購入すれば情報を入手できる場合、当該情報は公知の情報として、一般には非開示情報ではないと考えられる。仮にこのような情報を非開示にするとすれば、保護・秘匿されるべきノウハウ・著作権等別の観点からの理由が必要である。著作権であれば、古賀市情報公開条例第7条第6号で非開示となるところである。また、入札手続の公正を害するという事業があるならば、同条例第7条第5号ロに該当する、との構成もあり得る。
- 事務局 ご指摘の点を踏まえ、金入り設計書の開示のあり方について、今一度内部で検討する。
- 委 員 さきほど、書籍が半年程度で改訂される期間は公開しないとの運用がなされている旨の説明があったが、開示請求処理状況詳細一覧表番号15①については、請求年月日の時点で入札から半年以上が経過していることから公開すべきであったのではないか。
- 事務局 すでに改訂版が発行されている場合には、当該単価については開示しているものと思われる。
- 委 員 仮に、この書籍掲載の単価を使用しないとなると、どんな不都合が生じるのか。
- 事務局 おそらく、各単価について業者に見積を取る等の作業が発生してくるものと思われる。
- 委 員 今、担当課に確認したところによると、単価は、まず県が示している単価表により、それでも出ない部分については書籍掲載単価により、なお出ない部分については業者見積により設定しているとのことである。
- 委 員 書籍掲載の単価を使用するということは、公表されていることな

- のか、それとも公然の秘密という扱いなのか。
- 事務局 担当課に確認していないが、後者ではないかと思われる。
金入設計書の開示については、再度開示内容等について整理を行いたい。
- 委員 年度末頃に開示請求が行われた場合、開示日が次年度となることもあるのか。
- 事務局 ありうる。
- 会長 他に質問はないか。
- 委員 (質問なし)
- 会長 それでは、個人情報保護制度の運用状況を事務局より報告願う。
- 事務局 (個人情報保護制度運用状況の報告)
- 委員 職員採用試験の結果に係る請求が6件存するが、前年に比較して増加したのは何か理由があるか。
- 事務局 増加の理由は特に思い当たらないが、公務員の試験対策を行っている専門学校が結果の提出を求めているため請求にくる方もいるようである。
- 委員 個人情報開示請求処理状況詳細一覧9及び10の請求理由に思い当たることがあれば報告願いたい。
- 事務局 個人情報開示請求処理状況詳細一覧9については、当市において実施している第三者から住民票の写し等の交付申請があった場合に本人に通知がなされる制度に基づき、通知を受けた本人が何人が請求したのかを確認に来ているものである。
個人情報開示請求処理状況詳細一覧10は、請求者が免許書等を入れた財布を落としたために、なりすましによる自らの個人情報の取得がなされていないか確認のため行ったものである。
- 会長 他の自治体の窓口で苦慮しているケースとして、本人の認知症が進行し、そもそも本人の情報の開示請求ができないということがある。この場合、家族が請求することがあるが、古賀市ではどのような取扱になるか。
- 事務局 個人情報開示手続では、本人又は法定代理人の請求しか認めておらず、厳格に運用されている状況である。ただし、要介護認定の情報のみについては、別の規則があり本人以外の者も開示請求が可能となっている。
- 委員 任意代理人が委任状等を持参した場合は開示されないということか。例えば、本人の意思がはっきりしているが寝たきりである場合はどうするのか。
- 事務局 現状では成年後見人等法定代理人でない場合には開示できないこととわざるを得ない。マイナンバー制度のもとでは、任意代理人

も請求ができるような制度設計となっていることも考慮し、個人情報開示請求手続においても任意代理人による請求について検討課題としたい。

委員 個人情報開示請求処理状況詳細一覧は、具体的にどのような事案であったか。

事務局 親権者の知らないところで、子の転出届が出されていたため、親権者が転出届を提出した者を知りたいということで開示請求を行った事案である。

委員 DV等が絡む事案では所在確認のために開示請求が利用されることもある。親権者が子に関して情報開示請求を行う場合にも慎重な対応をお願いしたい。

委員 マイナンバー制度の運用が開始されるが、古賀市でも準備は進んでいるのか。

事務局 進んでいる。

委員 どのような分野での運用を予定しているのか。

事務局 番号法に法定されているものに加え、乳幼児医療等の独自制度においての利用について調整中である。

会長 それでは、これで第1回古賀市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

終了15:00